

# 放送大学埼玉同窓会会則

[平成25年5月19日改定版]



# 放送大学埼玉同窓会会則

|    |             |
|----|-------------|
| 制定 | 1990年06月03日 |
| 改定 | 1998年05月10日 |
| 改定 | 2000年05月13日 |
| 改定 | 2003年05月10日 |
| 改定 | 2005年05月22日 |
| 改定 | 2006年05月28日 |
| 改定 | 2007年05月13日 |
| 改定 | 2008年05月18日 |
| 改定 | 2011年05月22日 |
| 改定 | 2013年05月19日 |

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、放送大学埼玉同窓会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、放送大学埼玉学習センター「埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター内」に事務所を置く。

### (目的)

第3条 本会は、会員の親睦、情報交換、および相互研鑽を図るとともに、他の放送大学同窓会および放送大学埼玉学習センターとの連携を密にし、放送大学の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 活動

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 講演会等の開催
- (3) 情報交換および、各種研修会等の開催
- (4) 親睦旅行の実施
- (5) 卒業・修了記念祝賀パーティの開催
- (6) その他、目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、放送大学を卒業または放送大学大学院を修了し、入会手続きをした者とする。

- 2 会員は一般会員のみとする。
- 3 会員は本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出て退会する。ただし、既納の会

費は返還しない。

なお、正当な理由がなく、会費未納が1年間を経過した者、または本会の名誉を著しく傷つけた者は会員の資格を喪失する。

## 第4章 役員・スタッフ

### (役員・スタッフの構成)

第6条 本会に、次の役員・スタッフを置く。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 会長    | 1名         |
| (2) 副会長   | 2名         |
| (3) 事務局長  | 1名         |
| (4) 副事務局長 | 1名         |
| (5) 事務局員  | 必要に応じて選任する |
| (6) 会計    | 1名         |
| (7) 理事    | 若干名        |
| (8) 監事    | 2名         |
| (9) スタッフ  | 若干名        |

### (役員・スタッフの選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 スタッフは、役員会において選任する。

### (役員・スタッフの職務等)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務局を統括し、副事務局長、事務局員は、事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の会計事務を担当する。
- 5 理事は、会務を執行する。
- 6 監事は、会計および会務を監査する。
- 7 スタッフは、役員の職務を支援する。

### (役員・スタッフの任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補欠者を選任することができる。ただし、補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 スタッフの任期は、特に定めないものとする。

## 第5章 総会・役員会

### (総会)

第10条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関である。

### (総会の機能)

**第11条** 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告および収支決算
- (2) 活動計画および収支予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項

#### **(総会の開催)**

**第12条** 総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを招集する。また、会員の5分の1以上の者から招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

#### **(総会の招集)**

**第13条** 総会は、会長が招集する。

#### **(議長)**

**第14条** 総会の議長、書記、議事録署名人は、総会に出席している会員のうちから選出する。

#### **(総会の成立)**

**第15条** 総会は、出席した会員および委任状をもって成立する。

#### **(総会の議決)**

**第16条** 総会の議事は、出席者の過半数により議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

#### **(会員への報告)**

**第17条** 総会の議事要領および議決事項は、会員に報告する。

#### **(議事録)**

**第18条** 総会においては、議事録を作成し、議長および議事録署名人が署名捺印し、これを事務所保管庫に保管する。

- 2 前項の議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の人数
- (4) 議事の内容
- (5) 議決事項
- (6) 議長、議事録署名人の選出に関する事項

#### **(役員会)**

**第19条** 役員会は、総会に付随する事項および会務の執行に関する事項を議決する。

- 2 役員会は、前項の遂行にあたり、必要に応じて委員会を設置することができる。
- 3 役員会の議事録は、総会の規定に準ずる。

## **第6章 会計**

#### **(経費)**

**第20条** 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金および雑収入をもってこれに充てる。

#### **(会費)**

**第21条** 本会の会費は、10年間で10,000円とする。

- 2 10年経過後は、1年間1,000円とする。ただし、5年毎に5,000円を前納することとする。会費は、現金若しくは振込により納入する。

- 3 起算日については、新規、継続にかかわらず、4月1日若しくは10月1日とする。
- 4 既納の会費は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。
- 5 臨時会費は、総会の議決により徴収することができる。

**(会計年度)**

**第 2 2 条** 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

**第 7 章 雑則**

**(入会)**

**第 2 3 条** 本会の入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むこととする。

**(書類の保存)**

**第 2 4 条** 本会の事業に必要とする関係書類、帳簿の保存および保存期間は、別に定める。

**(会則の改廃等)**

**第 2 5 条** この会則の改廃は、総会の議決によるものとする。施行について必要な会則施行規則等は、役員会の議決を経て、会長が、別に定めることができる。

**附則**

- (1) この会則は平成 2 3 年 5 月 2 2 日から施行する。
- (2) いわゆる終身会員、ネット会員の制度はこれを廃止する。ただし、終身会員は改定後 1 0 年間、会費納入の要請を行なわない。